

# 令和元年第4回防府市議会定例会会議録（その4）

○令和元年12月5日（木曜日）

---

## ○議事日程

令和元年12月5日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

## ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

## ○出席議員（24名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	山 本 久 江 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	牛 見 航 君	6 番	曾 我 好 則 君
7 番	安 村 政 治 君	9 番	石 田 卓 成 君
10 番	宇 多 村 史 朗 君	11 番	吉 村 祐 太 郎 君
12 番	藤 村 こ ず え 君	13 番	清 水 浩 司 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	清 水 力 志 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	高 砂 朋 子 君
18 番	久 保 潤 爾 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	田 中 敏 靖 君
22 番	和 田 敏 明 君	23 番	上 田 和 夫 君
24 番	行 重 延 昭 君	25 番	河 杉 憲 二 君

---

## ○欠席議員

なし

---

## ○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	伊 豆 利 裕 君	総 務 部 理 事	石 丸 泰 三 君
総 務 課 長	永 松 勉 君	総 合 政 策 部 長	小 野 浩 誠 君
地 域 交 流 部 長	島 田 文 也 君	生 活 環 境 部 長	原 田 みゆき 君
健 康 福 祉 部 長	熊 野 博 之 君	産 業 振 興 部 長	赤 松 英 明 君
土 木 都 市 建 設 部 長	佐 甲 裕 史 君	入 札 検 査 室 長	竹 末 忠 巳 君
会 計 管 理 者	吉 富 博 之 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	内 田 健 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	野 村 利 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 江 博 文 君
消 防 長	田 中 洋 君	教 育 部 長	林 慎 一 君
上 下 水 道 局 長	河 内 政 昭 君		

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 藤 井 一 郎 君

---

午前10時 開議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議録署名議員を申し上げます。2番、山本議員、3番、山田議員、御兩名にお願いいたします。

---

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、一昨日に引き続きまして一般質問でございませう。よろしくお願ひいたします。

これより、早速質問に入ります。最初は、17番、高砂議員。

〔17番 高砂 朋子君 登壇〕

○17番（高砂 朋子君） おはようございます。「公明党」の高砂でございます。通告に従いまして、2項目にわたり質問をさせていただきます。どうかよろしくお願ひをいたします。

1項目めでございます。子どもを健やかに産み育てる環境づくりについて質問をいたします。

現在、第2期の防府市子ども・子育て支援計画策定に向けて準備を進めておられるとこ

るですが、近年の子育て環境の変化を踏まえ、子育て家庭における課題の解決、さまざまな事業の円滑な実施に向けた計画策定となることを、まず要望させていただきます。

あらゆる施策の展開がある中で、子どもを産み、安心して健やかに育てるための環境づくりという視点では、安心して妊娠、出産できる環境の確保や、子どもの健康管理の充実等さまざまな事業に取り組んでおられるところでございます。

私どもも、これまでに産科医の確保、不妊治療の充実、妊婦健康診査の14回公費助成、小児救急医療体制の充実など、要望を重ねてまいりました。これらは、事業として展開され、また計画していただいておりますことに感謝申し上げます。

それでは、全ての子どもたちが安全・安心の施策の中で、健やかに成長できることを願い、以下2点について質問をいたします。

1点目、新生児聴覚検査の実施状況と公費負担について。

新生児聴覚検査とは、聴覚障害の早期発見、早期療育を図るために、新生児に対して実施する検査です。概ね3日以内に実施する初回検査、再検査が必要な対象児におおむね1週間以内に実施する確認検査とがあります。

新生児は、一日一日、周囲のさまざまな影響を受けながら成長してまいります。聴覚障害への早期療養を開始することで、大幅に改善することにつながるわけでございます。

先日も、1歳を迎えられたあるお子さんが、新生児聴覚検査で再検査となり、その後の療育で補聴器をつけたことで笑顔が増え、すくすくと成長しておられる様子を聞かせていただきました。

平成19年1月、厚労省は、全ての新生児に対し新生児聴覚検査が実施されるように受検の有無を確認し、受診勧奨を行うこと。受検結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導、援助を行うこと。検査に係る費用について、公費負担を行い、受検者の経済的負担の軽減を積極的に図ることを通知しております。

平成29年度において、新生児聴覚検査について全国の市区町村を調査、受検の有無を把握している市区町村の割合は94.7%。そこでわかったことは、出生児数に対する受検者数の割合は81.1%であり、初回検査の公費負担を実施している市区町村は22.6%であったということでございます。

本市における実施状況、検査結果の把握方法、またその検査の結果、異常が確認された場合の支援についてお伺いをいたします。

そして、早期発見、早期療育、全新生児への検査勧奨、経済的負担の軽減のために検査に係る公費負担は必須だと思いますがいかがでしょうか。

2点目。乳幼児がいる家庭への防災対策として、乳幼児用液体ミルクや衛生用品等、防

災グッズリストの作成と啓発についてお伺いをいたします。

相次ぐ自然災害によって、要配慮者である乳幼児への支援が課題の一つであることが、各方面で取り上げられており、子育て支援団体や乳幼児向けの製品を販売する企業等から、乳幼児がいる家庭への防災対策や防災グッズの特集が発信されております。

公益社団法人日本栄養士会のホームページを見てみますと、赤ちゃん防災プロジェクトが始まったことを紹介。乳幼児の栄養確保と保護の観点から、手引やハンドブックを作成、配布や、日本防災士会と連携した地域防災活動の支援、液体ミルク等の母乳代替食品の備蓄推進等の取り組みをしておられるところでございます。

液体ミルクは、母乳に近い栄養素が含まれ、常温で約半年から1年保存可能。お湯の確保が難しい災害発生時でも、乳児に飲ませることができることから、注目が集まっております。

昨年8月より、国内での製造・販売ができるようになりました。本市は、平成21年の土砂災害後、県内でもいち早く防災倉庫の充実に取り組みされ、乳幼児のための粉ミルクや紙おむつ等の備蓄へも配慮されております。

しかしながら、乳幼児の状況は月齢数、年齢、成長度合いによって変わり、備蓄するものは一律でなく、行政での備蓄には限界があると思います。

そこで、今後は行政の取り組みに加え、乳幼児がいる家庭が防災に関するさまざまな情報提供を我が事として受け止め、各家庭に合った取り組みができるよう、まずは防災グッズリストを作成、配布し、啓発をしていく必要があると思っております。

このことは、防災意識の向上につながり、子育ての中で大きな安心にもつながるのではないのでしょうか。本市の御所見をお伺いいたします。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（河杉 憲二君） 17番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の子どもを健やかに産み育てる環境づくりについての御質問にお答えいたします。

防府市では、市民生活の安全・安心を第一に考え、子どもから高齢者まで笑顔と笑い声の絶えない、明るく元気で豊かなまちづくりを推進しております。

まず、最初の新生児聴覚検査についての3点のお尋ねにお答えいたします。

議員御案内の新生児聴覚検査は、聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な支援をすることにより、その後の言葉の発達を促すことを目的として、専用の機器を利用して、眠っている新生児に刺激音を聞かせて、耳の聞こえを検査するものでございます。

1点目の新生児聴覚検査の実施状況についてです。本市の実施状況は把握できていませ

んが、県内産科医療機関の報告によると、山口県の平成30年度における実施率は97.5%となっております。

次に、2点目の市での検査結果の把握方法、また、その検査の結果、異常が確認された場合の支援についてでございます。

検査をした結果、異常が確認された場合には、保護者同意のもとで、医療機関から山口健康福祉センターを通じて、市に情報が入るようになっております。また、山口健康福祉センターでは、必要に応じて療育機関を紹介しており、本市では、保健師による家庭訪問により、療育の状況の確認や子どもの発達段階に応じた子育て相談を受けております。

最後に、3点目の検査に係る費用の公費負担についてです。

毎年、1,000人に1人から2人の比較的高い頻度で、難聴をもった子どもが生まれています。生まれたときからある難聴は、先天性難聴と呼ばれ、早い段階で気づかない場合、耳からの情報に制約があるため、言葉の発達がおくれ、その後の社会性の発達に影響が生じると言われています。

このため、全ての新生児に聴覚検査を受けていただき、早期に発見し、適切な療育を開始することが大変重要であると考えております。

この検査費用の公費負担、公費助成につきましては、その実施に当たっては、相応の財政負担となりますが、一方で子育て家庭の負担軽減にもつながることから、子どもを健やかに産み育てる環境づくりを総合的に進めていく中で、子育ての安全・安心の観点から検討してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の御質問の、乳幼児がいる家庭への防災対策として、防災グッズリストの作成及び啓発についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、災害に備えた乳幼児が必要とする物品の備蓄は、大変重要なものであり、粉ミルク、紙おむつ等につきましては備蓄しておりますが、乳幼児が必要とするものは、年齢による個人差が大きく、その全てを備蓄しておくことは困難でございます。

こうしたことから、市といたしましては、災害発生時に自分自身がどのように行動したらよいのかを平時から家族で話し合っておくことが、非常に大切であると考えており、議員御紹介の防災グッズリストは、乳幼児がいる家庭の防災意識を高め、各家庭での取り組みを進めていただく上で役立つツールであると認識しております。

今後は、御紹介のありました日本栄養士会が作成されたハンドブックやパンフレットなどを参考に、液体ミルクなど乳幼児が必要とする防災グッズリストを作成し、防災意識の啓発となるよう、防災の出前講座や乳幼児健診、家庭訪問等、さまざまな機会を活用して周知してまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございます。

難聴児は、今、御答弁にもありましたように、1,000人のうち1人から2人ということではございましたけれども、この1人か2人のお子さんが検査を受けずにそのまま療育を受けずに子ども時期、そして小学生、高校生と進んでいくことを考えますと、小さいときに療育をしていくことの必要性を感じるわけでございます。

全新生児がしっかりと受けられるような啓発をお願いをしたいと思うところでございます。

公費負担については、子育て家庭への軽減、そして安心・安全な視点から検討を進めてまいりたいという、私自身は前向きな答弁として受け止めておきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひをいたします。

防災グッズリストに関しましても、前向きな御答弁と受け止めておりますけれども、この液体ミルクの存在というのは、案外知られておりませんで、今、いろいろなお店にも出てまいりましたし、常温で半年から1年の保存ができるということでございます。災害時において、お湯を沸かせない状況であるとか、また、母乳で育てているお母さんが母乳が出なくなったとき、そういったときにこの液体ミルクを飲ませてあげることで命をつなぐことができると、そういった意味でこの液体ミルクの啓発とともに、何を準備したらいいのかということで、防災グッズリストの提案をさせていただいたわけですが、しっかりこういったものを使って、防災意識の向上に努めていただきたいというふうにも思っているところでございます。

再質問を1つさせていただきます。

新生児の聴覚検査のことでございますけれども、出産前にこういった検査があることを知って出産を迎えるのと迎えないのではもう、大きな差が出てくるかと思ひます。そういった意味では、丁寧な啓発、タイミングを逸しないでしっかりと啓発をしていく必要性があるかと思ひているんですけれども、具体的に何か取り組んでおられることがあるのか。また、今後考えていらっしゃる事等があれば、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（熊野 博之君） 御質問にお答ひいたします。

新生児聴覚検査の受検に向けての啓発についてでございますが、現在、妊婦さんが妊娠届を提出される際に、県が作成したパンフレットを活用し、新生児聴覚検査の目的や内容、方法をわかりやすく説明しております。

今後は、両親学級や妊婦さんへの家庭訪問等、さまざまな機会を活用し、全ての新生児が検査を受けられるよう、より一層啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 先ほど申し上げました、全ての新生児がこの検査を受けて、次への療育に進んでいくように、事前の啓発をどうかよろしく願いをいたします。

それでは、要望になりますけれども、今回、子どもを健やかに産み育てる環境づくりについて取り上げたわけですが、ハード面の環境づくりということで要望をしておきたいと思います。

庁舎建設に当たっては、子育て家庭の声もしっかり聞いていただき、相談しやすく利用しやすい庁舎となるようにどうかよろしく願いをいたします。今、ルルサスにおいて、先日2回目が終わりましたが、ワークショップ等で積極的な御意見も出ているように、私も1回傍聴させていただきましたけれども、大変若い方もたくさん来ておられて、本当に積極的なお声を出していらっしゃいました。そういった方々の声もしっかり聞いていただいて、また子どもさんを抱えていらっしゃる方々の中に、特にまた障害児を持っていらっしゃる方もいらっしゃる。そういったことを考えますと、皆様の声をしっかりと反映していただいての設計になるように要望しておきたいと思っております。

また、以前も1回取り上げましたけれども、鞠生町の保健センター、その中にあります子育て世代包括支援センター「まんまるほうふ」、大変御活躍でいらっしゃるわけですが、市民の方も大変利用されているところでございますけれども、また、牟礼にあります児童発達支援センター「なかよし園」は、市庁舎内の子育て支援課等と主に連携したサポート体制が必要な部署でございます。今後の公共施設の再編の中で、どう更新していくかということは、しっかり庁内で御協議していただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

それから、庁舎建設に当たっては、乳幼児の防災ということを、先ほど取り上げたことに関して要望させていただきますけれども、防災の拠点としての機能も整備されることと思います。食料品の備蓄の保管場所の確保をお願いしたいと思いますし、乳幼児のために、新たに液体ミルクの備蓄も加えていただきたいことを要望して、この項は終わりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、2項目めでございます。市営墓地等の管理運営について質問をいたします。

少子高齢化がさらに進む中、核家族化や非婚化などによる単身世帯の増加、家族形態の変化、若い世代の県外流出等により、お墓の承継や納骨の不安を抱えておられる方は年々

増加しており、納骨のあり方、捉え方も多様化してきております。

このような状況下、懸念されることは多く、深刻な問題として平成23年、27年そして29年と、これまで3回にわたって私は一般質問で取り上げ、墓地需要に応えるための整備と、承継に悩む方々のために納骨堂の必要性を訴えてまいりました。

平成29年の御答弁において、今後、墓地供給に係る中長期的な基本指針の策定に当たりましては、平成28年度に実施したアンケートの分析を行いつつ、将来の死亡数の推計に基づく墓地等の需要予測、いわゆる墓じまいや改葬等の動向、市内の寺院等の墓地や納骨堂などの整備状況、市営墓地の無縁のお墓の調査・整理の状況などから、多角的な分析を行ってまいりたいと思います、といただいております。

大変難しい問題であり、今後の事業展開に明快な御答弁はいただいておりますけれども、今回は、無縁墓を生み出さないために何かできないのだろうかという思いから、改めて質問をさせていただくことにいたしました。よろしく願いをいたします。

それでは、以下3点について質問をいたします。

1点目、平成28年度に実施された墓地等に関する市民アンケートから、墓地に対する考え方、希望される形態、将来の墓地の管理や承継に対する不安をどのように把握されているのでしょうか。分析結果と本市の墓地供給に係る中長期的な基本方針について伺います。

2点目、市営墓地の現状調査、台帳の再整備を行っておられますが、墓地利用の承継や返還の手続の状況や、所有者不明の墓地——いわゆる無縁墓でございますけれども——その現状とその対応について伺います。

角度は変わりますが、もう1点、墓園を利用される方々への配慮という点から、大光寺原霊園管理運営事業について質問をいたします。

園内管理棟には、和式トイレが1基しかないため、ぜひとも洋式トイレを設置すべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

駐車場は入り口にありますが、墓地区画より大変遠いため、余り利用されておられません。ありがたいことに、車の侵入が可能な通路があり、墓地の近くまで行くことができますが、駐車は思うようにできない状況でございます。墓地区画の近辺に新たな駐車場を整備することはできないでしょうか。御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 高砂議員の市営墓地等の管理運営についての3点の御質問についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、近年、お墓に対する考え方が多様化してきておりますので、市営

墓地につきましても、市民ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

まず、1点目のアンケートの分析結果と墓地供給に係る中長期的な基本方針についてでございます。

平成28年度に、将来の墓地需要を把握するために実施いたしました墓地に関する市民アンケートにおいては、4割の方が市営墓地を希望されております。また、希望するお墓の形態といたしましては、納骨堂を希望される方が最も多く36.4%となっております。一方で、従来のお墓を希望される方は、33.1%となっており、今後も需要が見込まれるものと考えております。

また、将来の墓地の管理や承継に対する不安についてですけれども、高齢夫婦になったときに管理ができるか不安である。また、自分の代で途絶える可能性があり、その後が心配であるといった意見がございました。

このアンケート結果を踏まえ、平成30年度に防府市墓地等供給に係る中長期的な基本指針を策定しております。この指針において、墓地の供給については大光寺原霊園と羅漢寺墓地で引き続き公募すること、中河原墓地の無縁整備を行うこと、また、市営納骨堂については、規模や設備、建設場所及び法令上の要件を確認し、財政状況を見ながら整備を目指すこととしております。

次に、2点目の墓地利用の承継や返還の手続状況や、所有者不明墓地の現状と対応についてでございます。

まず、承継の現状でございますが、大光寺原霊園と羅漢寺墓地以外の市営墓地では、墓地利用者と連絡がとれず、無縁墓との区別ができないお墓もありますことから、墓地台帳の再整備に取り組んでいるところでございます。

次に、返還状況につきましては、納骨堂への改葬や、市外の方が住所地の近くへ改葬されるといった理由での返還が年々増加してきております。

次に、所有者不明墓地、いわゆる無縁墓の現状と対応についてでございますが、平成23年度に無縁整備が終了した羅漢寺墓地においては、整備前の総区画数828区画中141区画について無縁改葬を行い、翌平成24年度から公募による貸し出しを計画的に行っております。また、中河原墓地におきましては、無縁墓地と思われる74区画について、現在、墓地利用者を確認しているところでございます。

無縁墓への対応についてでございますが、防府市営墓地設置及び管理条例において、利用者の住所が不明となり10年を経過したときは、墓地利用の権利が消滅すると規定しておりますので、墓地利用者と連絡がとれないお墓につきましては、市に連絡をいただくよう記載した看板をお墓の前に設置します。そして、連絡をいただいた方には、承継等の手

続を行っていただき、連絡がなかった場合は無縁改葬の手続を進めていくこととなります。

最後に、3点目の大光寺原霊園への洋式トイレの設置と、駐車場の整備についてでございます。

大光寺原霊園は、都市計画法に基づく都市公園として設置しております。初めに、洋式トイレの設置についてでございますが、昭和58年に開設した大光寺原霊園は、公園の施設としてトイレを設置しておりますが、開園当初から和式トイレしか設置しておらず、利用者の皆様の利便性向上を図るため、今後、洋式トイレの設置について検討してまいりたいと考えております。

また、駐車場の整備につきましては、霊園内では、都市公園法などの法令等の制約もございりますが、高齢化が進んでいる現状では、傾斜のある霊園内を徒歩で移動することが御負担になっておられる方もいらっしゃいますので、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございます。

墓地需要に関しては、さまざまな市民のニーズがありまして、多様化していることは答弁の中でおっしゃってくださったとおりでございます。市民ニーズの把握に努めてまいりたいということでございましたので、かわっていかねばならない捉え方があるのかなというふうに感じているところでございます。

アンケートの結果としては、納骨堂を求められる方が36.4%、従来型のお墓は33.1%ということで、将来への承継の不安な声があるというような御答弁でございました。

こんなことを考えますと、これからさまざまな施策の展開の必要があるということを感じております。

それでは、再質問を何点かさせていただきます。

羅漢寺墓地の無縁墓の撤去に係る費用は、総額どのぐらいかかったのかということがわかりましたらよろしくお願いたします。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

羅漢寺墓地の無縁区画につきましては、平成16年度までに無縁墓の確認をし、翌平成17年度から平成23年度までの7年間にわたって整備を行いました。事業費は、合計で約3,260万円でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 3, 260万円ということで、大変な金額であろうかと思えます。

先ほど、御答弁にもありましたけれども、無縁墓と認定するまでの流れとしては、使用权の消滅のためには10年以上という期間が必要であるということを御答弁で言われました。私もいろいろ調べてみますと、その後10年たって使用者がわからない場合は、その後官報への記載、そして該当する墓所へ立て札を1年立てて公示、そして申し込みがなかったことを確認して無縁墓とするということで、大変な期間、労力を要するという事がございます。

また、今御答弁にもありましたように、無縁墓の撤去に係る費用が大変大きくあるということもございます。

先日、一般質問に当たりまして、現状調査と台帳の再整備を終えた市営羅漢寺墓地を調査してきてまいりました。無縁区画整備によって828基のうちの141基が改葬されたということで、大変な無縁墓の整備をされたということで、この金額をお聞きさせていただいたわけがございます。

いろいろなことを考えますと、無縁墓が増える一方ということは、その整備に係る費用も労力も増えて、結局は市民の皆様の税金の負担におすがりしていくことになるということになるわけがございます。

そういったことを考えますと、何か問題が大きくなって対応に追われるよりも、事前に無縁墓とならないための方策が必要ではないかということを考えるわけがございます。

2つ目の再質問でございますけれども、2, 000区画を超える大光寺原霊園は、市営墓地の中では一番新しい墓地でございますけれども、管理費が一定期間払われていなかったり、所有者と連絡がとれなくなった区画はございますでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

管理料の滞納がある区画は、38区画となっております。このうち、連絡がとれない区画は2区画となっております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 管理費が払われていないところが38区画で、連絡がとれないところが2区画ということでよろしかったですか。

無縁墓となるわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、問題が大

きくなって対応に追われるよりも、事前にそうならないための、無縁墓とならないための方策をしっかりとっていくべきだろうと思っております。

前回、平成29年の質問で、私はそのときのホームページを見まして感じたことを指摘させていただきました。どういったことかと申し上げますと、使用料は墓所を永代的に使用できる権利の料金と示されておりました。

永代的にと御案内があれば、この先ずっとこちらにお墓を持っていていいんだなというふうに思われる方がほとんどではないかということをお指摘をさせていただきました。よくよく聞いてみますと、あくまでもお墓の管理者、承継者がいらっしゃる間は永代的にということでございますよということで、そのことは市民には本当にわかりにくいことではないか、不親切ではないかということをお訴えのわけでございます。

その後、ホームページはこのように変わりました。御紹介をいたします。使用料は、墓所をお貸しする際に最初にお支払いいただく料金で、墓所を使用できる権利の料金と変更させていただきました。そして、注意事項として、使用していただく区画は、土地の販売ではないこと。不要となった場合や引き継ぐ方がいない場合は、原状復帰して返還していただくことがつけ加えられました。

そこで、3点目の質問になるわけですがけれども、今、申し上げたことは非常に大切なこととございまして、新規申込者の方にはもちろん、現在使用しておられる方にも丁寧にお知らせすることが大事なのではないか。このことは、無縁墓にならないための一つの方策にもなるのではないかと考えているわけでございます。

大光寺原霊園では、年間管理料の請求を使用者に送っておられるわけですがけれども、その際に、こういった御案内を丁寧にするということをしてみられたらどうかというふうにも思っているわけですがけれどもいかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

大光寺原霊園の使用料は、墓地を使用できる権利に対する料金であり、土地の購入代金ではございません。このことにつきましては、新規貸出時には墓地の貸し付けであることを記した霊園使用案内をお渡しし、説明しており、先ほども議員のほうから御紹介がございましたけれども、市のホームページには記載しておりますが、既に利用されている方につきましても、管理料の納付書送付時に説明文書を同封し、改めて周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

29年に、この質問でこのホームページのことを取り上げたきっかけとなったのは、29年度の議会報告会のときに、ある女性の方が承継する者がいないけれども、お骨を出さなきゃいけないんでしょうか。万が一亡くなったときに、私は入れないんでしょうかということを私に教えてくださいました。それで、その方の声を届けさせていただいたわけですけれども、しっかりその承継の有無にかかわって、その後の対応について、丁寧に動いていただくためにも大事なことはないかと思っておりますので、どうか御案内の際にということでしたが、よろしく願いをいたします。

この丁寧な御案内は、お墓の承継者がいらっしゃらない場合でも、承継者のかわりに寺院や霊園が管理を行ってくださっているところへの改葬が進むでしょうし、近年では樹木葬や散骨などの墓石を必要としない供養方法を選ばれる場合もあるかもしれません。

また、墓じまいという言葉も本当によく聞かれるようになりました。近年、お墓に対する意識の変化もありまして、多様な葬送を——吊い送らせていただくという、そういった葬送の仕方を選択される時代になってきております。

ここで、2市の先進的な事例を御紹介させていただきます。

横須賀市は、市営墓地に合葬墓を新設をされたとのことございまして、新規募集とともに、従来式墓地の利用者の方に合葬式墓地の御案内をされて、改葬の御希望の方には、この合葬式墓地への改葬を進めると、そういった御案内をされたということございまして。

つい先日、議員向けのセミナーのチラシをいただきましたけれども、この横須賀市の事例が御講演の一つとして紹介されるということが書いてございました。人口減少社会における発想の転換が必要ではないかということで、横須賀市の事例が研修の一つの材料として、研修会が行われるようございまして。ぜひ、参加してみたいなともちょっと今、思っているところですが。

また、水戸市は、墓地整備基本計画を策定し、合葬式墓地や納骨堂等、多様な形態の墓地整備や墓地の無縁化防止の取り組みを基本方針に盛り込まれているところございまして。

そこで、最後の質問です。さまざまな理由で、どうしても寺院や霊園の改葬ができない方も実際にいらっしゃると思います。また、そのような声も聞いております。そういった方々をフォローするためにも、行政としては将来無縁化が予想される場合など、あらかじめ従来型の墓地を返還して合葬式墓地へ改葬できる仕組みを設けることが必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

議員御提案の、従来型の墓地を返還して合葬式墓地に改葬できる仕組みにつきましては、無縁墓の発生を抑止する面においても効果的であると考えられますので、他市の事例等を研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 羅漢寺の市営墓地に行かせていただいたときに、合葬墓というのがありまして、そこを職員の方にも御案内をしていただきました。本当にきれいに整えられて、撤去された墓石がきれいに並べてありました。

そういったことに配慮していくということが、大光寺原霊園においてもほかの市営の墓地においても重要になってくるのではないかと考えております。

無縁墓の撤去に係る費用のことも先ほど教えていただきましたけれども、後追いの施策を展開するのではなく、そうならないための方策、前もっての方策を丁寧にとっていくことが大事ではないかと思っているところでございます。

納骨堂の整備をずっと言ってまいりましたけれども、その中に合葬墓の展開というのが必要な時代になってくるのではないかと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

大光寺原霊園の洋式トイレの設置はぜひともお願いしたいと思っております。以前、トイレのことで、公共施設の中のトイレを調べたことがございまして、唯一洋式トイレがないのがこの大光寺原霊園でございました。何らかの形で、あそこはいろいろな、構造上難しいかもわかりませんが、いろいろ工夫をしていただいて、洋式トイレの設置はぜひともお願いをしたいと思っております。

駐車場の件についても、高齢社会の中で手を合わせに行きたいという方が本当にいらっしゃるわけですので、そういった方々への配慮ということで、少しでも車がとめられるような場所の確保をぜひお願いをしたいと思っております。

今回は、乳幼児への支援と納骨に関してということで、生死にわたる問題を取り上げさせていただきました。私どももそうですけれども、まさしく行政は市民の皆様の一生をサポートするところでございます。市民の皆様の福祉向上のための取り組みをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、17番、高砂議員の質問を終わります。

---

○議長（河杉 憲二君） 次は、5番、牛見議員。

〔5番 牛見 航君 登壇〕

○5番（牛見 航君） 会派「自由民主党清流会」の牛見航です。それでは、一般質問をさせていただきます。

まずは、防府市内高校生の就職支援についてお伺いいたします。

厚生労働省山口労働局が10月1日に発表した、8月末現在の令和2年3月新規高卒予定者の求人倍率は2.06倍で、6年連続過去最高を記録しているということです。また、同じく山口労働局が11月1日に発表した、9月末現在の令和2年3月新規高卒予定者の内定率は77.3%で、これも6年連続過去最高を記録していると発表されています。

この数字は、それぞれ8月末、9月末と若干古い数字のため、現時点ではさらに求人数や内定者数が増加しているのではないかと推測できますが、これは日本全体として、景気の回復や少子高齢化の進展による人口減少社会に突入したことによる結果であり、全国的に同じような傾向だと思えます。

企業にとって、人手不足は経営にかかわる大きな問題であり、また、防府市の高校生が県外に流出するということに対策を打つことも大事だと考えます。

先日、市内の企業の方から新卒の高校生の求人方法がわからないというお話を伺いました。また、空前の売り手市場という状況ではありますが、市内の高校生が防府市内にある立派な地元の企業のことを知らずに他県へ出ていってしまうということは、できるだけないようにしなければいけないと考えます。

そこで質問です。防府市内の高校に通っている高校生を対象とした求人は、どのようなプロセスで実施されているのでしょうか。また、防府市は市内の高校生の地元への就職支援に何かかかわっているのでしょうか。現状をお聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） 5番、牛見議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 牛見議員の防府市内高校生の就職支援についての御質問にお答えいたします。

本年3月の市内高等学校卒業生のうち、就職された生徒は約380人で、その就職先は、市内約60%、本市以外の県内約30%、県外約10%でございまして、県内の就職割合が約90%となっております。

さて、まず高校生を対象とした求人の方法についてでございます。高校生の就職は、生徒にとって学校での学習が最優先事項であることや、初めて社会に出ることになる生徒を守るという観点から、同時に複数の企業の選考を受けられないなどの厳しい採用ルールが行政・学校・主要経済団体等によって定められております。

企業からの求人は、ハローワークと学校を通して行われることとなっており、初めに企

業は求人申込書をハローワークに提出し、内容の確認を受けます。そして、情報解禁日以降に企業からの申込書が各高等学校に提出されることにより求人が開始されます。

各高等学校では、就職が決定するまで生徒に寄り添った就職支援が行われており、進路指導担当や担任の先生が、求人内容と生徒の希望や適性を勘案し、保護者との相談などを経て生徒にとって適切な応募先が選定されております。

今年度は、6月1日から企業の求人活動が開始され、9月中旬から企業による採用選考が行われているところでございます。

次に、本市高校生の地元への就職支援の取り組みについてです。

本市では、高校生の地元就職や定着を促進するため、市内の高等学校及び商工会議所と連携して、市内企業の魅力を発信する取り組みを行っているところでございます。

具体的には、市内企業の社員の声や企業の概要などを紹介した防府市企業ガイドブック「H o f u l l（ホウフル）」を作成し、市内の高校1年生全員に配付しておりますとともに、市内の高校においてキャリア教育セミナーを開催しております。このセミナーは、職業選択のポイント等をテーマとする講話のほか、卒業生の方々から市内企業で働いている現状について、直接お話いただく内容としており、受講された生徒の方々からは、給料だけでなく仕事内容や福利厚生なども重要だとわかった。都会で暮らしたいと思っていたが、地元での就職も考えたいなどの数多くの声をいただいております。地元就職への理解を深める一助となっているところでございます。

さらに、山口県の山口しごとセンターにおかれましては、高校生を対象に、県内企業の魅力情報の発信や、地元への就職支援として、ふるさと山口企業合同就職フェアを県内各地で精力的に展開されておられます。

また、この取り組みを補完し、より一層地元への就職意識を醸成していくため、本市が構成団体となっている山口県央連携都市圏域においても、令和2年度から新たに中学生も対象に加えた形での圏域内企業の紹介・体験イベントの開催を検討しているところでございます。

高校生の卒業後の地元定着をより一層促進するためには、生徒の方々に地元企業の魅力や特徴、地元企業で働くことのすばらしさをしっかりと伝え、理解と関心を高めていくことが重要でございますので、今後も山口しごとセンターをはじめ、市内高等学校や商工会議所等の関係団体の皆様と連携を密にし、さまざまな切り口により高校生の地元就職を後押しする取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 牛見議員。

○5番（牛見 航君） 御答弁いただき、ありがとうございました。

市内の高校に対するH o f u l l（ハウフル）事業についてはよくわかりました。市内の高校生が、地元企業のことを知らないで、地元を離れていくことを減らすことができれば、地元の企業にとっても防府市の発展にとっても欠かせないことだと思いますので、今後も継続していただければと思います。

また、先ほども述べましたが、市内の企業の経営者の方などの中には、高校生の求人に関するプロセスを知っておられない方もおられると思いますので、防府市として広報などをしていただければ、経営者の方にも伝わると思います。引き続き、検討していただきますよう御要望して、この項は終わります。

続いて、次の質問に入ります。

皆さんの記憶にも新しいと思いますが、ことし防府市出身であり、ヤフーの元社長であります宮坂学さんが、東京都の副知事に就任されました。8月29日に行われた記者会見では、次世代の通信規格5G——第5世代移動通信システムを普及させるため、東京に世界最速のモバイルインターネット網、電波の道を構築する戦略を打ち出されたところです。

高画質な動画の配信や自動運転、遠隔医療など、新しい産業やサービスを支えるインフラをいち早く整備し、都市間競争を勝ち抜くことが狙い。今は、日本全体で見ても、人口の80%の方がインターネットを使っています。完全に、基本的な社会インフラで間違いない。しかも、一番大きなビジネスは情報通信。特に、インターネットから生まれている。このタイミングでインターネットの基盤をピカピカにしていこうというのが非常に大事だと思っています。そのようにおっしゃっています。

また、このサービス開始を受けて、全国の地方自治体においてもさまざまな取り組みをスタートさせる動きが出ています。北海道や会津若松市の事例を御紹介いたします。

北海道、ローカル5Gで実現する社会として、スタジアムの運営者が導入。また、遠隔診療が行えることから医療機関への導入。今、話題の4K、さらにその上の8Kの動画、ケーブルテレビで導入することが可能になる。ゼネコンが建設現場に導入することで、建設重機を遠隔制御することができるようになる。事業主が工場へ導入するスマートファクトリ。自治体によるテレワーク環境の整備、河川などの監視。農家が農業を高度化する自動農場管理など、幅広い事例が紹介されています。

超低遅延通信が必要となる自動運転システムが実現することで、公共交通機関が利用しにくい地域でも自動運転タクシーで好きなときに好きな場所に出かけることができる、高度モビリティ社会が実現することが可能であると、このようなお話も出ております。

また、会津若松市における取り組みの中では、5Gを活用した酒づくりということで、

この遠隔診療サービスなどを行って、実際に人口減少社会が来ますので、人手不足の業種においてAIやIoTなどを活用する。遠隔地にある農地の移動を、そういったことでカバーしたり、醸造計画策定のための収穫時期、収量を早く予測したり、ドローンで農地を撮影し、遠隔よりリアルタイムの監視を行うことができるようになったり、画像解析により生育状況を識別できる。また、収穫時期を早期検知、そういった可能性を検証することが発表されています。

また、山口県でも、山口県と株式会社NTTドコモとの次世代移動通信システム5Gなどを活用した、地域活性化に向けた連携と協働に関する協定が締結されました。

また、新聞報道によりますと、中国地方の市町村では初めて、先日宇部市と株式会社NTTドコモが5Gなどを活用した地域活性化に向けた連携と協働に関する協定を初めて締結されたばかりです。

そこでお尋ねします。5Gが始まると、圧倒的にスピード感が上がってまいります。スピード感を持って臨まれている池田市長にとって最大の武器になると思われれます。2020年サービス開始予定の5G——第5世代移動通信システムについて、サービス開始に当たり、防府市として地域活性のための活用を行う調査研究をされていることはあるか、お尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 牛見議員の2020年春サービス開始予定の5G——第5世代移動通信システムについての御質問にお答えします。

議員から御紹介のありました東京都副知事の宮坂学さんにつきましては、実は副知事就任される前の参与時代に、上京した折に東京都庁にまいりまして、5Gのお話を伺ったところでございますが、ちょっとレベルが違ったので、ちょっと十分な理解は得られなかったことを最初に申し上げます。

5Gとは、第5のジェネレーション——第5世代という意味であり、高速・大容量の通信が可能な次世代の移動通信システムとして、産業界を中心に注目を集めているものでございます。

携帯電話などの情報端末機器を利用するための移動通信システムは、1980年代に音声通信主体の第1世代に始まり、第2世代では電子メールをはじめとするデータ通信に対応し、その後第3世代、そして現在広く普及しているスマートフォンなどの第4世代と、約10年ごとに進化を遂げ、高速通信が可能となってまいりました。

そして、来年2020年以降には、現在の100倍も高速で、かつ大容量の通信が可能

で、多数の端末を同時に接続できるといった特徴のある第5世代の移動通信システム、いわゆる5Gの普及が見込まれております。

この5Gは、医療、建設、防災などのさまざまな分野での活用が検討されており、具体的には高精細映像を用いたへき地での遠隔医療や、建設機械の自動操縦、高精細な映像センサーによる災害情報の網羅的な把握などが研究されているところでございます。

議員御案内のとおり、既に一部の自治体や大手通信事業者等による実証実験が行われており、来年春ごろには一部の地域において商用サービスが開始される予定となっております。

このような中、本年7月には5Gの普及展開の促進等を目的とした山口県5G研究会が県の主催により開催されました。研究会には、本市をはじめ県内市町、情報通信事業者、金融機関、企業、大学等が参加し、総務省職員による5Gの実現に向けた取り組みに関する講演や、情報通信事業者による5Gを活用した建設機械の遠隔操縦、無人輸送車両の追従運転等の事例発表が行われました。

加えて、議員御案内のとおり、本年9月には山口県が県立総合医療センターによるへき地医療の遠隔支援などについて、また先週には、宇部市が最先端の映像技術を駆使したギャラリーの整備などについて、それぞれ通信事業者と5Gの活用等に関する協定を締結されたところでございます。

一方、通信事業者等により提供される5Gとは別に、企業や自治体等がみずからの建物や敷地内でネットワークを構築できるローカル5Gという通信システムもあり、現在総務省において制度設計が進められております。このローカル5Gは、ロボットの操作や臨場感のあるスポーツ観戦といった用途での活用が検討されているところでございます。

今後、5Gが普及することに伴い、地域の活性化や課題解決への活用が進むことが考えられますことから、本市といたしましては、国や県、また通信業界をはじめとする産業界の動向をしっかりと注視しながら5Gの流れに乗りおけないよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 牛見議員。

○5番（牛見 航君） 御答弁ありがとうございます。

11月28日の山口新聞の記事の中で、第5世代移動通信システムの整備を後押しする減税措置の創設が、2020年度の税制改正で焦点の1つに浮上していると記事にあります。

政府与党内でも、21世紀の基幹インフラとして支援が検討されるという期待。そして、

経済産業省などは5Gの整備で日本の産業全体に経済効果があると主張しています。ローカル5Gの事業者や、計画より前倒しして対象設備を整備した通信大手を対象に、投資額の30%を法人税から控除するよう求めるような動きもごございます。

自民党の幹部会でも5Gは新たな時代のインフラである。利便性が高く、安全なものにする責務があるということで、大変今、注目を浴びているところのごございます。

今、答弁をいただいた中で御説明いただいたとおり、5Gの「G」とはジェネレーションであり、世代という意味でございませう。本当に、10年間隔で大きな波がうねりを上げているわけですが、目の前にいらっしゃいます河杉議長も、「わしゃ、ガラケーしか使わんぞ。」とおっしゃっていたにもかかわらず、今ではもうスマートフォンを片時も離さず使っているわけですが、スマートフォンを登録される際には、私も一緒に同席して契約に行ったわけですが、あれだけ使わないと言っていた高齢者の方やお年寄りの方……。〈笑声〉ごめんなさい、お父さん世代の方も、今は使っているわけですが、ひとえに言ってもう、便利であるということにほかならないと思ひます。

今回のこの5Gの大きな特徴は3つございませう。1つ目が、超高速で大容量ということ。そして、2つ目が超低遅延。一切おくれがない、もう人間の目で感知するほどのおくれが出ないということ。そして、3つ目が多数同時接続。この議場にいらっしゃる皆さんが一気に電話をかけても問題ないとか、初詣でるときに、おめでとうというときに、昔はよくおくれがあったと思うんですが、ああいったことはもう一切あり得ませぬというような時代がやってくるということだす。

今、新庁舎建設の話題の中でもWi-Fiの検討など、そういった話も出ておりますが、この5Gが本当に機能したときにはこのWi-Fiすらいらなくなるという可能性が非常に高いと思ひます。

この5G時代、超高速、超低遅延、多数同時接続という世の中がどういうことか。この5Gの四種の神器というものがありますので、わかりやすく皆さんにも理解いたひいて、情報をたくさん敏感になつていただひいて、防府市のために発展していただひきたいと思ひますので、簡単に説明しますと、四種の神器はIoT、クラウド、ブロックチェーン、AI。

IOT——インターネット・オブ・シングス——皆さんが手にしているものに全てに、インターネットが既に接続されているよという世の中だす。車にインターネットがついているんじゃないで、スマートフォンにタイヤがついているというような感覚。

例えば、私が今している時計も、これは普通の時計ではなくてインターネットに接続されている時計。私が、今倒れたら、救急車が呼ばれて、そして奥さんに電話がいつて、こ

のような状況ですよということがわかるというような時代まで来ています。

そのI o T——インターネット・オブ・シングスによって、クラウドを管理する。雲の上に情報がどんどん吸い上げられて集約していくということ。私たちのパソコンの中にデータを管理することはなくなるよということです。それらを管理するのがブロックチェーンで、管理した後にはどのように使うかというのがA Iということになります。

トヨタ自動車でも発表があったと思いますが、自動車というものにもう頼らない。トヨタというブランドで行く。物を売る時代から、サービスを売る時代に変化しているということです。

CDに置きかえてみるとわかりやすいと思います。CDは、もう物を売る、CDを買う人、レコードを買う人というのはもう、ほとんど少なくなってきたと思います。何を、じゃあ売るか。サービスを買っているんです。サービスというのは、毎月幾らで好きな音楽をもう、聞き放題ができるようなサービスがあるということ。皆さんが今、着ていらっしゃるスーツも購入されていると思いますが、買うのではなくシェアする時代が来るかもしれません。毎月定額1万円ぐらいで買ったら、毎月1日に新しい自分のスーツがやってくる。それが、インターネット・オブ・シングス。カメラの導入などによって、その人の体形がわかります。あら、橋本議員、前回よりもちょっとお太りになられているかもしれませんということが、カメラ、インターネット・オブ・シングスでわかるということ。では、ちょっと今回大きめのサイズを御用意しましょうというようなサービスがやってくるということ。

このように、カーシェアリングが来るように、トヨタなどでも車を購入する時代からシェアする時代がやってくるということが言われています。

経営の三資源というものがございしますが、人・物・金。皆さん、御存じだと思いますが、それにプラスアルファして、今最近言われているのが情報でございます。江戸時代、情報はほとんどが人の歩くスピードで伝わりました。5G時代、この情報はリアルタイムで伝わっていきます。

こういった時代の移り変わりにおいて、情報を先取りした企業が大企業となってまいりました。いつの時代も、3G、iモードとか、そういったメールサービス、そしてネット回線を使うようになったときに、その情報にいち早く気づいた企業が大きくなっています。

4Gにしてもそうです。スマートフォンが台頭してきたときに、そのサービスをいかに利用して、アプリ開発が必要だ、テレビでゲームをやる時代は終わるかもしれない。携帯ゲーム機器はなくなるかもしれない。携帯電話でゲームができる、じゃあゲームの開発をしよう。そのような企業が今、大企業となっているわけです。

この5Gは、そのときと同様の、今、大きな変革が起きているということです。

こういった情報の先取り、常にいつも民間が先取りして行ってきました。民間が先ではなく、これをまず地方自治体が行うことが重要ではないでしょうか。

ここで、まず先に地方自治体が行う。そこに、民間業者が後からついてくる。そうすることで、他市間競争においても優位に立つことができると私は考えます。そのために必要なのが、この5Gのインフラ整備です。

いつやるの、今でしょ、で有名な林先生が、歴史を学んだときに、勝者と敗者には共通点があるとおっしゃっていました。勝者には、運やその時流などがあって、共通点が見つからなかったそうです。ただ、敗者には3つの負けた理由という、敗因の理由があったそうです。その一つが情報不足であり、慢心であり、思い込みである。この3つが敗因の理由である。

私たちが、他市間競争という中で、他市に負けないときにこの情報不足を補ってくれるのが5Gであり、今、防府市は人口減少においては、山口県内のほかの地域に比べては、まだましなほうかもしれません。まだ、大丈夫という慢心がないか、思い込みがないか。そういったところをしっかりと疑いながら、ぜひこの5Gの提携、宇部市にちょっと先をとられてしまいましたが、まだ間に合うと思います。こういった協定を結んでいく必要があるのではないかと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議員の今、御意見をしっかりと伺いましたけれども、いずれにしましても、防府市が乗りおくれることのないようにスピード感を持って取り組んでいきたいと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 牛見議員。

○5番（牛見 航君） ありがとうございます。先ほどの、山口県の医療センターであったり、防府市には農業試験場というものが来ることが決まっております。これは、山口県が今、知事が提携された中で農業で行くというときに、この5Gの活用というものも大いにあり得ることだと思っております。

その他の分野、さまざまなところに目を配らせながら、たくさんのチャンスをしっかりとアンテナを張って、次の時代にしっかりと残していただければと思います。

私からは、この質問以上になります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、5番、牛見議員の質問を終わります。

---

○議長（河杉 憲二君） 続きまして、18番、久保議員。

〔18番 久保 潤爾君 登壇〕

○18番（久保 潤爾君） おはようございます。「無所属の会」の久保潤爾です。

通告に従いまして、行政評価について質問させていただきます。

行政評価につきましては、3月議会で田中健次議員が質問されましたが、別の角度からお尋ねしますので、よろしくお願ひします。

平成30年度の防府市の行政評価の総括を見ると、拡大11、維持継続493、維持改善44、縮小6、休止、廃止がそれぞれ1となっており、効率的、効果的な事業運営のために行うはずであるものが、評価のほとんどが維持継続となっており、行政評価を行うことに意義があるのかについて素朴な疑問があります。

また、行政評価にはPDCAサイクルが導入されていますが、チェックに当たる施策評価を見ると、平成30年度は達成度が、41項目中37項目が想定どおりに進んでいる——約92%です——想定どおり進んでいるとなっており、有効性に関しては41項目全てがおおむね有効であったとなっています。

果たして、このように防府市の事業が効果を発揮し、問題なく順調に推移しているのでしょうか。施策評価がその事業に対する見直しというよりは、決められた事業内容を予定どおり行って、予算をきちんと消化できたかという視点で評価されているのではないかと感じます。

また、施策評価は基本的には、自己評価であり、評価の基準もわかりづらい面があります。行政評価が導入された背景の一つには、行財政改革の必要性という課題もあったわけで、その意味で見ると、事業を見直して、最小の費用で最大の効果を上げ、行財政改革に資するという意思も余り感じられません。

また、評価シートの文言も前年を踏襲したような内容が多く、行政の継続性という観点から見れば、やむを得ない部分もあるかとは思いますが、職員の皆さんも忙しい中の行政評価の事務作業で、つい前年の文書をコピーペーストして二、三の文言を加えるというような、事業を見直すというよりは、作業をこなすような状態になって、行政評価が形骸化しているのではないかと危惧しております。

自治体に鳴り物入りで導入された行政評価ですが、評価疲れという言葉も聞かれます。防府市の職員の皆さんも評価疲れを感じておられるのではないのでしょうか。

3月議会の田中健次議員の質問に対して、行政評価にかかる事務量が多く、取りまとめにも数カ月かかるという執行部の答弁がありましたが、それだけの労力と時間をかけて行った結果が、ほぼ前年と同じ内容になるというのでは、行政評価を行う意義に疑問を感じますし、手法を根本的に見直す必要もあるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。1点目、防府市での行政評価そもそもの目的は何でしょうか。2点目、行政評価を行ってその効果を実感されたことがありますか。あれば、それはどのようなものでしょうか。3点目、職員の皆さんは、行政評価をどのように利用していますか。各部門において、評価結果をどのように活用されているのでしょうか。

以上、3点について御答弁よろしく申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 18番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 久保議員の行政評価についての3点の御質問にお答えいたします。

本市では、効率的かつ効果的な行政運営を図るとともに、その結果を公表し、政策等に速やかに反映させるため、防府市自治基本条例で行政評価について定め、平成23年度から実施しているところでございます。

まず1点目の行政評価を行う目的は何かについてでございます。

行政評価につきましては、予算編成や新たな施策の策定に生かすため、成果を重視した施策等の実施、総合計画の適切な進行管理、施策等の評価を通じた職員の意識改革、成果等の公表による行政の透明性の確保といったことを目的といたしております。

具体的な実施方法につきましては、本市が実施する施策や事務事業の全般について、有効性、効率性、必要性を目標指標等で、職員みずからが評価の上、担当部局において効果や課題を検証し、予算編成等に向けた新たな事業の企画立案や事務事業の改善に活用するというものでございます。また、その結果をホームページなどにより、市民の皆様に公表いたしております。

次に、2点目の行政評価の効果を実感されたことはあるかとお尋ねでございます。

行政評価は予算編成や施策に反映させることを目的として、職員みずからが評価した分析結果をもとに、各部局が知恵を絞り、施策や事務事業の改善に向けて取り組んでおり、その手法である計画、実行、評価、改善の、いわゆるPDCAサイクルが職員の間で定着するなど、一定の成果が上がっているものと思っております。

しかしながら、平成23年度の開始から8年が経過し、行政を取り巻く社会情勢も大きく変化しており、また財政状況が厳しさを増す中で、行政評価をより効果的に予算編成や施策に反映させるためには、評価方法等を見直す時期に来ているものと考えております。

最後に3点目の市職員は、行政評価の結果をどのように活用しているのかとお尋ねです。

先ほど御答弁申し上げました内容とも重なる部分がございますが、目標達成に向けた実

施事業の効果や課題の検証、評価や結果を踏まえた事業の見直しや、新たな事業の企画立案など、施策の達成に向けた各部局の取り組みの中で、行政評価を活用いたしております。

このように、行政評価は本市の行政運営において重要な役割を果たすものでございますが、行政を取り巻く社会情勢の変化への対応が必要と考えておりますことから、現在策定作業を進めております新たな総合計画の進行管理が、しっかりと実施できる行政評価となりますよう、手法も含め見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

今、お聞きした中で行政評価の目的は、予算編成に生かしたり、新たな施策のために、あるいは職員の意識改革で、行政の透明性の確保というふうに、そういった目的があるというふうにおっしゃられました。

その目的が全て達しておるのかなというところが疑問であったわけで、質問させていただいたわけでございます。職員の意識改革というのは確かに定着しておるんでしょう。私、何人か職員の方に聞きましたら、そういった意義はあるんじゃないかというふうにはお聞きしました。

ただ、田中健次議員も言っていたと思いますが、予算編成に生かすとかはなかなかできてないんじゃないかと思えますし、そもそもPDCAを使って新たな施策にというふうな動きになっていないような気がいたします。

それもあってかどうかわかりませんが、一応見直しをされるということは言われましたので、ぜひとも、職員の方がその労力に対して意義を感じられるような、そして、また市の施策にとって有効なものになるように、私はさっき形骸化という言葉を使いましたが、私は形骸化している、形式化しているのではないかと感じておりますので、そのあたりしっかり見直していただければと思います。

取り組みに関しても、目標達成に向けた取り組みの中で活用しているというふうにおっしゃられましたが、ちょっと今から再質問させていただきますが、その目標達成というところで、目標指標の設定について若干問題があるんじゃないかというふうに感じておりますので、その点について質問させていただきます。

目標指標についてですが、計画のPDCAのPに当たる項に、目標指標として、まず市民満足度を設定されています。今、平成30年度、現時点でここには、平成22年度の結果と、平成26年度の結果が示されておるわけですが、最終的な目標数値は、表示は平成32年、だから令和2年度になるんですか、令和2年度の目標数値が上げられています。

一応、行政評価というのは、P D C Aを使うということは、業務を改善するという目的があるわけですが、毎年の数値の推移がわからないものを目標設定するというのが、適切なのかということでございます。

例えば、今年度に市民の満足度が大幅に下がっていたら、方針に問題があるということで、見直す材料になると思うんですが、現状では、その毎年の数値がわかりません。これが、事業の有効性をはかれるものになっているのかなという疑問がございます。

5年ごとの市民満足度を目標指標に設定することを、これは適切とお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 市民満足度を目標指標に設定することは適切かとの御質問です。

本市の総合計画において、計画の達成度を確認する指標として、市民アンケートによる施策ごとの満足度を数値化した、議員お示しの市民満足度を目標指標に用いております。

例えば、広報広聴機能の充実を図るための施策につきましては、広報紙などで行政からの情報がわかりやすく説明されていると思う市民の割合を、目標年度の平成32年度、令和2年度ですけれども、令和2年度に80%と設定し、それに向けて関係事業を進めていくというものでございます。

このように、市民満足度は総合計画に掲げる施策の実施による最終的な成果が、市民の満足度の向上につながっているかを検証するために設定しているものでございます。

したがって、5年、10年といったスパン、時間の幅で捉えるものと考えております。毎年度の調査はそういった点で実施しておりませんので、御理解いただければと存じます。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。

今のような指標で、例えば32年度に80%という目標を掲げてましたと、で今度32年、ふたあけてみたら、例えば40%でしたとなったときに、途中の過程が全くわかってないから、そういうことになるわけなんです。

であるので、それを目標にするというのであれば、理想をいうなら、毎年の推移がわかったほうがいいと思いますし、どちらかといったら、目標として適切じゃないかというふうに、私は思っております。

これ以上掘り下げても、なかなか答弁変わるわけじゃないでしょうから、それはそれで結構です。そういったことを御指摘させていただきます。

それでは、次にまいります。

同じく目標指標で、今のは市民満足度なのですが、市民満足度以外に目標指標というのを、各施策に2つずつぐらい設定されておられます。それが適切かどうかということについて、お尋ねいたします。

全て取り上げる時間はありませんので、気になったものをピックアップして取り上げます。

まず、商業・サービス業の振興の目標指標についてです。

目標としては、中心市街地の休日の1日の通行量と商店街への空き店舗出店数、これらによって上げられています。まず、通行量については、予算を使ってイベントを実施すれば、ある程度の人通りは確保できます。しかし、イベントでの人通りは一過性のものでしかなく、本来の目的は、イベントを行わずとも恒常的ににぎわいを確保することではないかなと思います。

通行量を目標にすると、その本来の目的を忘れられて、恒常的な人出につながらない、一過性のイベントを数多く行うことによって、事業に有効性があったという、そういう評価になってしまうのではないかと思います。

また、商店街への空き店舗出店数の目標も延べ数となっており、出店された方がすぐに撤退しても、件数は上乘せされます。これでは極端な場合、出店数の目標は達成したが、空き店舗は全く埋まっていないという状況が生じるかもしれません。それでも、計画上は目標達成とすることができます。

もしも、イベントはあくまでもきっかけで、それに頼ることなく通行量を増やすこと、また空き店舗にしても、定着数を目標にしていれば、施策評価あるいは今後の取り組みの課題、アクション——どこかチェックになるかわかりませんが、そこに多分こういうふうにかかれるんじゃないかと。にぎわい創出のためにイベントを行っても一過性に人は増えるが、恒常的なにぎわいは戻らない。また、商店街に新規出店してもらっても、なかなか定着しない、こういった行政主導の事業は、効果が薄いと思われるので、商業・サービス業にかかわる人たちが、自発的に取り組むインセンティブを刺激するような事業を考えたほうがよいのではないかとというふうにかかれるんじゃないかと思います。このようになって、事業の見直しを行おうとなっていくのが、PDCAサイクルじゃないかなと思います。

次に、観光振興についての目標です。

観光振興においては、観光客数を目標指標に上げられています。上げられています、防府市の観光振興計画を見ますと、防府市の観光は宿泊施設が少ないこともあり、通過型の観光になっており、観光客の滞在時間とその間の消費金額を上げること、これが課題と

なっています。通過型の観光地で、観光客数のみを目標に掲げるのは無意味とは言いませんが、課題解決のための目標にはなっていないのではないかと思います。

なぜなら、幾ら目標数値を達成しても、例えば、観光客の大半が天満宮で1時間滞在して、ほとんどお金を使わず湯田温泉に移動したと、こうなったら、地元の経済にほとんど貢献しないからです。

防府市の観光の課題を考えるのであれば、目標指標には観光客数とともに、その滞在時間と消費金額、これが上げられなければならないはずです。その推移を見ることによって、観光振興施策が効果を上げているかどうかということが、はかれるんじゃないかと思います。

そうすると、行政評価において、アクションのほうになるか、事務事業評価の中になるかわかりませんが、課題として、観光客数の滞在時間とその消費金額を把握する必要があるので、その調査のための予算を獲得することが求められるというような、こういうものが記述されてくるんじゃないかと思います。

そのような適切な目標設定があれば、防府市の行政評価が意義深いものになるのではないかと思います。

また、交通安全の目標指標に、歩道の新設改良と交通安全教室の参加者数、これを目標数値に上げられていますが、これは交通安全を実現するための手段であり、これらの取り組みによって、交通事故の減少が図られることが、こっちが目的ではないかと思います。そういう意味では、目標指標は、交通事故数の減少を掲げられたほうがよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、同じように、青少年の健全育成で、街頭巡視活動参加者数、これを上げられています。しかし、これも手段であって、これを増やすことによって、青少年の問題行動が減ったということになれば、事業効果があったことになって、青少年の問題行動の件数の減少というものが、目標指標にならなければならないのではないかと思います。

目標指標の一部について、指摘させていただきましたが、行政評価に掲げられている目標指標は、適切とお考えでしょうか。御所見はいかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 目標指標についてのお尋ねでございます。

目標指標は、総合計画に掲げる施策の進捗状況を定量的にはかるために、定めておるものがございます。41の施策にあわせて74のそれぞれ指標を設定しておるところでございます。

また、定量的と申し上げましたように、可能な限り数値を用いることといたしております。

して、指標として捉えやすいものや、市民の皆様へのわかりやすさにも配慮しながら、決めておるところでございます。

出店数に定着数を加えるですとか、観光客数に滞在時間等を加えてはという御指摘もいただきました。御指摘のとおり、目標指標につきまして、施策の進捗をより把握できるものとするのが適当と考えております。今後見直しを行う際には、適切な目標指標を設定するように努めてまいります。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） ぜひ、見直しのほうはよろしく願いいたします。

先ほどから、総合計画の進捗管理という言葉がよく聞かれるので、どうもそっちのほうがこの行政評価というのは主になっているのかなという感じがいたすんですが、やっぱり事業を見直すという視点でやられるのか、それとも総合計画の進行管理のためにこれやるんだという、その方針からまずはっきりされたほうがいいんじゃないかなというふうには感じるところでございます。

総合計画の進捗管理となりますと、一番上にPで総合計画が来ますから、これなかなか変えられませんよね、もう既に。ですから、P D C Aってくるくる回すという意味なんですけど、回らないんです、回らないと思うんです、恐らく。幾ら改善しようと思っても、このPは総合計画なんで、これ動かせませんとなると。だから進捗管理するのであれば、P D C Aというものが必要なのかなという、そういった疑問も生じてくるんじゃないかなと思いますので、どちらの方向に行くかは、私も正直どういうものがあるのかわかりませんが、余りP D C Aという言葉に捉われんでもいいのかなというような感じを、今の御答弁聞いて受けましたので、それはお知らせしておきます。

ついでに、P D C Aでは、Pの置ける目標が適切であるかというのは、最も重要だというふうに言われます。先ほど言いましたように、目標指標に、可能な限り数値でということで、行政のほうで拾える数値をここに入れられているんでしょうけれど、ただその数値が、余り適切でないもの持ってきたら、やはり、P D C Aというものが、結局回らない。何のためにこれやっているんだらうってことになりかねないと思うんです。

ですから、もし目標を適切にするというのであれば、多少無理をしてでも、ちゃんと目標数値を出さなければいけないと思いますので、それもあわせてお伝えしておきます。

それでは、次に、最初の質問の中で触れましたけれど、行政評価の中に記述されている文章、これについてお尋ねいたします。

先ほど質問の中で、前年踏襲した内容が多いというふうに申しました。実際にこういう

ふうにチェックをしてみましたけれど、29年度と30年度の行政評価を比較して、41の施策別に見ると、施策評価に当たりますチェックに評価コメントという文章があるんですけど、この文章2つが前年とほぼ同じもの、ほぼ同じというのは、完全なコピーペーストじゃないんだけど、接続詞を変えているだけとか、ちょっと文言入れているだけとか、二、三個文言入れたりとか、段落変えているだけとか、そういったものです。そういったほぼ同じものが、約6割弱ございます。

今のがチェックのほうの話ですが、今度は課題、アクションです。一番最後のPDCAのAの部分です。アクションの部分が、こちらは文章が前年と内容がほぼ同じものが約5割弱でございます。

今のは、チェックは2つまとめて言ったんですけど、チェックは施策41あって、文章が2つあるんで、あわせて82個文章があります。82個の文章のうち、前年とほぼコピーペーストと言っていい——完全なコピーペーストじゃないんですけど、ほぼ同じと言っていいものが55個、約7割弱です。

アクションの文章について、こちらは、先ほどのアクションは単純なコピーペーストをしているかどうかみたいな視点だったんですけど、文章全体というのは、例えば今、ここにごみ処理の文章があります。新しいごみ処理施設の供用開始、資源ごみ等の分別品目の拡大等により、ごみの3Rの推進に向けた取り組みは、ごみ排出量の削減、リサイクル率の向上等、一定の成果を上げている。今後は防府市ごみ処理基本計画の数値目標達成に向け、さらなるごみの減量化、リサイクルの推進に向けた新たな取り組みを行っていく必要がある。可燃ごみ処理施設はごみ焼却施設とバイオガス化施設を組み合わせた複合処理施設としての特徴を最大限生かした運営を行い、環境負荷の低減に配慮したごみ処理を推進する必要があると、ここまで、6行あるんですけど、この6行は前年と全く同じです。その下に2行ほど、災害廃棄物処理計画を策定するという旨の文章がございます。

こういった場合、29年度の文章を、30年度8行あって、29年度の文章6行使っているんで、8行中6行は前年と一緒だということで、75%一緒というふうな、これ私、独自でカウントをしたものです。そういったカウントをすると、前年と同じ文章を使っている割合が約7割強というふうになります。

恐らくチェックとアクションというのは、PDCAの中でも重要な項目ではないかと思いますが、その大半が前年度の文章の流用となっておって、事業の内容を見直していくという姿勢が余り感じられないんです。

この状況は、行政評価シートの作成作業が悪い意味でルーチン化して、結果として行政評価が形骸化しているということにならないでしょうか。あるいは行政評価すること自体

が目的となっていないでしょうか、御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘の行政評価シート、行政評価調書ですけども、41施策ごとに作成しております。御指摘の項目は各事務事業を取りまとめて、施策単位で総評をする項目でございます。

調書の作成に当たりましては、前年度に作成した調書を参考に評価を始めるということが多いというふうに考えられます。定型的な事業や継続性の高い事業が多い施策につきましては、評価の結果、前年度と同じ内容の評価や課題の整理となることもございます。

こうした点につきましては、それが評価の結果であるとは考えておりますが、議員御指摘の点も踏まえまして、適切な評価や課題整理が実施されるよう、評価方法の見直しとともに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） ありがとうございます。今、御答弁の中で、総評する項目というふうに言われたと思うんですけど、総評じゃないと思うんです、PDCAというのは恐らく。改善策を見出していくようなことだと思うんです。総評といたら何か全体の感想といいますか、こんな状況でしたみたいな感じに思えるんですが、市としては、チェックとかアクションというのは、総評する項目というふうに思われているんですか。

今、私が申した、チェックとアクションが前年とほぼ同じような文章を使っておられますと、これで前年の内容を見て、それを総評するという言葉使われたんですけど、総評するもんなんですか、これ。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 評価するということで、総評と、まとめているという捉えではなくて、事務事業の積み上げというか、その内容を全てまとめて評価するという点で、総評と申し上げたところでございます。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） わかりました。評価されるということなんですけど、今申しましたとおり、確かに定型的なものとか、継続性の高いもの、行政に多うございます。ですから、内容が去年と同じというふうになりがちだと思うんですけど、だからそうなったときに、これどうしてやっているんだろうというふうに、職員の方思わないのかなと、正直思うんです。去年と同じなんだけど、これと思いながら。

ですから、そういった意味で今回取り上げさせていただきとるわけでございますので、職員の方、思われているのかわかりませんが、そういうふうに職員の方が意義が感じられないようなことがないように、また見直していただきたいと思えます。

それでは、次に行きます。

先ほどから、盛んにPDCAというふうに申しています。このPDCAサイクルについてお尋ねしたいんですが、PDCAというのは、もともと品質管理向上のための手法というのを聞いたことがあります。

工場で一定のものを生産するというような安定した状況の中では、PDCAというのは有効なのかもしれませんが、時代の変化が早くて、また価値観も多様化して、不安定で不確実な時代である現代において、行政の事業の評価あるいは見直しに、PDCAの手法がどの程度有効なのかということ、検証されたほうがいいんじゃないかなと思えます。

行政評価を行うことになった理由の一つに、かつては予算を獲得して、それを使って事業をすれば、それで終わりであった役所の仕事が、財政が厳しくなる中、最小の費用で最大限の効果を上げているか検証し、説明する責任、アカウンタビリティが行政にあると言われ出したことがあります。

市の行政評価のホームページにもアカウンタビリティという言葉がありますが、私は防府市の今の行政評価では、PDCAを導入していても、PDCAが機能してないので、説明責任を果たされているものになっていないと感じられます。

昨今、PDCAじゃなくてODAとか、FFAというような手法も出てきているようですが、時代によってマネジメントの手法にも、やはり廃りがあるようです。

今の防府市の行政評価にPDCAが採用されているのは、そういったはやり廃りはありますから、導入時に、いろいろ検討した結果PDCAが最適だというふうに決めたんじゃないから、PDCAを採用しているところが多いし、これをやれば効果があるらしいから、これに当てはまるような形にしようというような経緯で導入されたんじゃないかなと思えるほど、私の個人的な見解ですけど、PDCAサイクルが機能しておらず、事業の改善、見直しの効果が非常に見えにくくなっているんじゃないかなと思えます。

機能していないのに、その制度、PDCAがあるから行わなければならないというのは、とても不毛であって、徒労に終わってしまう可能性も高く、かかわる者が疲弊します。

防府市の現状にあったマネジメントの考え方を研究されるのも、一考の余地があるかと思えます。

現在、行政評価の対象となっている施策や行政のそういった事務事業、そういったものは、PDCAサイクルになじむとお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） お答えいたします。P D C Aサイクルにつきましては、議員御案内の品質管理向上のための手法のみならず、企業の経営管理や業務改善などに幅広く用いられている手法でございます。

本市においても、施策や事務事業を継続的に改善する手法として、定着をしているというふうには考えております。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 本答弁でも定着しているということはおっしゃられたんで、そういうふうな御認識だと思うんですが、なじむと思いますかというふうに問うておるんです。P D C Aがこういった行政の施策になじむと思われませんかというところを聞いておるんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） P D C Aサイクルにつきましては、事務事業を中心に評価をする手法ということで、事務事業にも、先ほど答弁申し上げましたように、定型的な業務、継続的な業務、それから企画的な業務、いろいろあると思います。

それを一つの評価手法で見るということにはしておりますので、必ずしも、サイクルにはなじまないものもあるかとは存じます。

ただ、そういった手法をもって、今評価をしていることで定着をし、有効に機能しているというふうには考えております。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） ありがとうございます。確かに、なじむものもあれば、なじまないものもあるということじゃないかと思います。

確かに、職員の日常業務に関しては、P D C Aというものは定着しているのかもしれませんが。無意識の中で、そういうふうな考えができているのかもしれませんが。

ただ、繰り返しますけど、事務事業の見直しのためのP D C Aとしての機能というのは、なかなか発揮されていないんじゃないかなと思います。

先ほど申しましたとおり、とにかく目的、目標——プランの目標が重要だと言われておりますけれど、さっき申しましたけど、Pのところは総合計画なんです。総合計画の基本方針なんです。基本方針というのは、余り具体的じゃなくて、どっちかというと理念的な感じのものが書かれているわけです。それに向かって事業改善といっても、なかなか抽象的で、どういうふうにP D C Aを回していけばいいのか、わからないっていうことになりか

ねないんじゃないかなというふうに思います。

ですから、今、行政評価、事務事業評価をするという目的であって、P、プランも柔軟に変えていくという姿勢であれば、P D C Aでいいと思うんですが、先ほど何回か出ていますが、総合計画の進捗管理ということであれば、別の手法でやられたほうがいいんじゃないかなというふうには思います。

こういうふうにやれというのは、私も正直ありませんけれど、ただ今のやり方ではなかなか皆さんやりづらいんじゃないかなというふうに感じますので、お伝え申し上げます。

それと、あともう一つ気になるのが、P D C AのDの部分、D Oの部分です。これ556の事業、機械的にどんと入れられているんです。それをそのまま持ってきているので、検証に無理のあるものが入っています。

例えば、各課の管理経費、あるいは予備費、介護保険関連などの法に基づく事業、こういったものがD O、事務事業評価の中に入ってくるんです。特に、介護保険の関連事業は法に基づくものですから、事務事業評価は法に基づくので必要な経費であるとしか書きようがないんです。ほかの事業の評価も内容を検証するというよりは、何々のために必要な経費であるという、そういう感じの書き方になるんです。

というように、その事業の必要性を確保する、その事業の必要性を検討するじゃなくて、とにかくこの経費要るんですよと、それを確保するためだけのものになっているような気がします。

したがって、最初申し上げた維持改善が多くなります。圧倒的に。そうすると、行政評価は何のためにやっているんだろうとなるんじゃないかなと思うわけです。ですから、P D C Aというものがあるから、それがうまくできるらしいから、それに当てはめようみたいな感じでやっているんじゃないかなと感じるんです。

改めて、そのあたりも見直していただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

時間がなくなってまいりましたので、最後、提言といいますか、まとめということで、言わせていただきます。

いろいろと行政評価について、またP D C Aサイクルについて申してまいりました。ここ最近、私、財政の問題を中心に質問させていただいたんですが、今回、行政評価取り上げさせていただいたのは、これがしっかり機能するものであれば、事業が厳しく精査されて、財政の健全化に貢献するのではないかなと思ったからです。

また、私は、最初の質問、再質問で述べたとおり、現在の行政評価は形骸化していると

感じますが、そこに費やす多大な時間と労力、これを改善できれば、職員の事業の効率性、生産性がわずかでも上がって、これも間接的には、財政健全化に資すると思ひ、問題提起させていただいております。

最初の御答弁で、見直しを図ると言っておりました。行財政改革の中、職員の数は減る一方で、事務量は増大して大変な職員にとって、行政評価が労多くして、実り少なしというようにならないよう、また、行政評価をもとにした事業見直しが少しでも財政健全化に貢献するよう、手法をしっかりと見直していただきたいと思ひます。

それが、負担を減らす方向にいくのか、あるいは負担に見合う成果を伴うような制度設計をするという、どちらにいくのかわかりませんが、私は先ほど申しましたように、500を超える事務事業評価というのを減らす方向で考えて、事業内容に応じた適切な、その事業が効果を上げるためには、この数値を目標にしなきゃいけないという適切な目標設定を、これを検討されるのがよいのではないかと考えています。

いずれにせよ、行政が事業を振り返り不断に見直していくということは、これからも必要ですので、それを行うことの効果が実感できるような手法を考えていただければと思ひます。

また、行政評価に総合計画の進捗管理という、そういう一面を持たせるとするのであれば、全庁での取り組みにならざるを得ないのかもしれませんが、先ほど、総合政策部長も御答弁いただきましたが、行政の事業は、PDCAになじむ施策と、なじまない施策が混在しているんじゃないかと思ひます。

御答弁の中では、PDCAサイクルというのは一定程度、定着しているという評価をされているようですが、PDCAになじまない施策の担当部署は、今の行政評価の手法では、前年踏襲にならざるを得ないんじゃないかと思ひます。

行政評価、あるいはPDCAという言葉に余り縛られないほうがいいのかなというふうに入ります。

私は、これらの言葉はマジックワードの側面もあるように入ります。それを導入すれば、全てうまくいくというような幻想をもたらすので、ぜひそれをやろうとなつて、導入した時点で、目的を果たしたかのような、そういうふうな気持ちになるんじゃないかと思ひます。

しかし、行政評価もPDCAも目的ではなくて、手段、手法です。流行に乗りおくれまいとすると、手段、手法である、それをすることが目的になってしまいがちです。それを何のために行っているのかを職員が明確に理解できるようにしていただき、市民、職員、議会が意義を実感できるような業務見直しのシステムを構築していただくための努力をお

願いをいたします。

以上が、私の提言といいますか、まとめですが、もし市長のほうから何か感想なり、御見解があれば、願いをいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議員のほうから行政評価に関しまして、P D C Aを含め、いろいろな御意見、御提言もいただいたところでございます。

私といたしましては、本答弁で申し上げましたけれども、行政評価を開始して8年がたつわけでございます。その間をもう一度見直す、まさにそれを振り返り、問題点は何があったかということも検証しながら、今後、行政評価が真に、市民の皆様のため、議会のため、また職員のためになるように、しっかりと評価方法を含めて見直していきたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 久保議員。

○18番（久保 潤爾君） ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、18番、久保議員の質問を終わります。

少し早いですが、ここで、昼食のため、1時まで休憩といたします。

午前11時49分 休憩

---

午後 1時 開議

○議長（河杉 憲二君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続きまして、一般質問を続行いたします。

次は、13番、清水浩司議員。

〔13番 清水 浩司君 登壇〕

○13番（清水 浩司君） 皆さん、こんにちは。会派「防府市政会」の清水浩司です。

それでは、通告の順に従って、避難所について、佐波川洪水ハザードマップの周知について、危険箇所 の把握について、この3点についてお聞きいたします。

今回は、関連質問を含めて、防災に関しては10人の議員の方が質問しております。私も防災については、過去に数回質問しておりますが、今回は、昨年、ことしと続いた大規模な水害があったため、改めてお聞きいたします。

小野地域は、中央部を一級河川佐波川が北北東から南南西に流れており、小野といえは佐波川と言われるように、古来より川魚や鮎、水利権、それから飲料水の利用などで、小野にとっては母なる川であります。佐波川が流れていることで、小野地域は盆地でありな

がら、夏は比較的涼しく過ごせる利点もあります。

しかし、この佐波川によって、小野の住民は古来より佐波川の洪水に悩まされてまいりました。大正7年には、流域で3,451戸の流出家屋の出る大水害が発生しております。今からちょうど101年前になります。

昭和26年には、小野地域だけで7カ所の堤防が決壊する洪水が発生し、流域で3,397戸が流出する被害が出ています。平成21年、今から10年前には、あの土石流災害を経験しております。

そのため、小野地域は防災への意識は非常に高く、私が小野地域の自治会連合会の会長に就任した以降でも、7人の防災士を中心として、毎年、洪水、地震、土石流、避難所運営など、防災訓練の内容を変えて、地域を挙げて防災訓練を実施してまいりました。

ことしも、6月30日、400人余りが訓練に参加して、昨年の倉敷市真備地区の水害を踏まえ、佐波川洪水を対象とした防災訓練を行いました。ことしは、梅雨末期の大雨も無事乗り切り、また台風の来襲もなく、安堵していましたが、9月に千葉県に台風15号が上陸し、多大の被害が発生しました。

その後、10月には、台風19号で、関東、東北地方で甚大な河川氾濫による被害が発生しました。この河川氾濫では、浸水面積が2万3,000ヘクタール、西日本豪雨の浸水面積を上回り、堤防の決壊が68河川で125カ所発生しているとのことです。

そこで問題になったのが関東地方で、避難所が足りない、満員で入れないといった問題が発生しました。昨年の倉敷市真備地区の水害でも同じことが起きています。この原因は、本来避難所は、弱者や要支援者、高齢者、あるいは危険な家屋に住む人などを優先すべきであると思いますが、そんなことは考えず、健常者や丈夫な建物に住む者もお構いなしに殺到するからだと考えられます。

埼玉県に加須市では、周辺市町村と協定を結び、入れなかった避難者を周辺自治体へ移ってもらうように、協定を結んでいます。バスも手配しているとのことでした。

避難所の本来の役割を弱者や要支援者、高齢者などを優先することを、住民に周知徹底する必要があるように思います。

次に、佐波川洪水対策について、佐波川洪水ハザードマップと関連してお聞きいたします。

小野地域は、佐波川が昔から急流のため、暴れ川とも言われてきました。昭和26年の、先ほど申し上げました決壊におきましては、小野平野は全て佐波川になりました。私宅は若干高いので、大勢の人が船で避難してきて、庭で炊き出しをしていたのを、よく覚えています。

佐波川堤防はその後改修となり、今は平成の改修で幅が広くなり、随分立派になりました。

佐波川は一級河川といいますが、これは1965年に施行された河川法によって、国土保全上特に重要な水系で、政令で指定されたものを一級水系と呼んでいます。一級水系にかかる河川のうち、河川法による管理を行う必要があります、国土交通大臣が指定した河川を一級河川と呼びます。二級河川とは、都道府県知事が指定した河川のことです。

佐波川は昭和26年の災害以降、上流に佐波川ダム、それから島地川ダムができ、昭和26年以降は大規模な水害は起きておりません。

先ほど申し上げました避難訓練の折に、きょう、議長の許可を得て、小野地域のハザードマップをここに持参しております。今、吉村議員のお手伝いによりまして、ハザードマップを見ていただいておりますが、このハザードマップを見ていただくと、ほとんどのところが真っ赤かになっています。

要するに、何を言いたいかというと、小野が、全部が浸水するような表現になっているわけです。小野がこのように全面浸水した場合には、3,000人の住民がどこに避難するかといった質問を、地域におけるそれなりの見識のある人が発言しています。それはなぜかということ、今度小野公民館を建てる場所に関して、今、旧小野小の高台に建てるということ、一応、小野地域としては決定しておりますが、その決定する過程において、場所の選定で、平地につくったほうがいいんじゃないかという意見もあったわけです。そのようなことも踏まえていけば、このようなハザードマップがあれば、ハザードマップによると、どこに避難しても、皆つからんんじゃないかというようなことを言うわけです。

そこで、本題に入ります。近年、全国各地のたび重なる災害を受け、これまでの浸水想定区域が平成29年3月に見直されております。そのときにできたのが、防府市防災マップ保存版佐波川洪水編（上流）でございます。

雨量は以前の365ミリ、2日間の分が、今では1,000年に一度、508ミリ、2日間に変更になっております。その佐波川ハザードマップによると、小野の平地部分が全て浸水することになっております。

このハザードマップを一般の人が見ると、洪水による浸水や堤防の決壊による浸水と考えてしまいますが、霞堤による浸水が含まれていることが、非常にわかりづらいように思います。この浸水地域を霞堤の存在と照合して見ると、あることに気づきます。

今、吉村議員に持っていただいております霞堤の写真を、A4でちょっと小さいので、後でまた私の席に来て見ていただけたらと思います。今、4枚ほど霞堤を、私が現地に行って撮ってまいりました。その写真でございます。

これは、真尾の一番下流の部分です。対岸が高砂に当たる部分です。この部分は和字地区の部分です。ごらんになっていただいたように、堤防はずっと本来つながっているわけなんですが、佐波川の堤防については、一部が切れてそこから水が逆流するような構造になっているわけなんです。これを一般的に霞堤と言います。

この霞堤の場所と、先ほどマーキングして赤丸をつけていたのが、霞堤の場所なんです。このハザードマップを精査してみると、霞堤の場所と浸水区域が符合していることがわかります。

しかし、このハザードマップを精査して理解している人が何人いるのでしょうか。防府市内でも256人でしたか、防災士の方がいらっしゃいますけど、洪水による浸水区域と混同するのではないのでしょうか。ハザードマップの見方を周知する必要があるように思います。

霞堤とは、中小の河川が本流に流れ込む場所に、意図的に堤防をつくらず、そこからじわっと逆流することで、本流を流れる水流の量を下げる役割をする堤防のことで、戦国時代に甲斐国を治めていた武田信玄によって考案されたと言われていています。甲府市内を流れる釜無川につくったとされています。

当時、国を治める治世者の役割には、産業の奨励や領国を豊かにする、あるいは戦いに勝つだけではなく、大事な農作物の生産のため、災害や河川の氾濫などに対応するのも重要な役割だったそうです。

備中高松城の水攻めの折に、豊臣秀吉がとった作戦も単なる思いつきではなく、治水の知識があったから、あのような作戦を思いついたのではないかと、私は想像しております。

霞堤という名称の由来は、霞堤の区間の堤防が折れ重なり、かすみがたなびくように見えることから名づけられたそうです。堤防は、都市部では連続していますが、田園地帯では、あらかじめ、切れ目を入れた不連続の堤防になっており、不連続点においては、上流側の堤防が下流側堤防の堤外に入れ込んでいます。不連続周辺の堤内側はあらかじめ浸水を予想されている遊水地で、それにより洪水時の増水による堤防への一方的負荷を軽減し、決壊の危険を少なくさせたとあります。

先ほど写真で見ていただきましたように、小野地域では、和字、真尾に2カ所、鈴屋、4カ所に霞堤があります。また小野の水辺の楽校の近辺は、川幅が200メートルもあり、遊水地の役割も果たしています。右田地区では、三谷川が流れ込むところに霞堤が1カ所あります。

ハザードマップを丹念に見てみると、ハザードマップ浸水区域と霞堤があるところの場所が一致していることがわかります。

次に、危険箇所 の把握についてお聞きします。

関東・東北豪雨では、浸水が2万3,000ヘクタール、堤防の決壊が68河川と先ほど申し上げましたが、佐波川は全長が58キロメートルと、阿武隈川と比べるとはるかに短く、流域面積は423平方キロメートルです。阿武隈川はちなみに257キロメートルだったと思います。そして、流域面積は5,390平方キロメートルあります。

佐波川は、そのため、一旦大雨が降る場合には、急に水かさが上がり、急流になる傾向があります。そのため、危険箇所も多く発生します。

そこで、お聞きいたします。避難所が満員になった場合には、市町村連携や広域連携はどのようになっておりますでしょうか。

ハザードマップの見方を住民にわかりやすく説明する必要があるように思います。いかがでしょうか。

越水の危険がある場所やバックウォーターが発生しやすい場所は、把握できておりますでしょうか。

この3点についてお聞きいたします。

○議長（河杉 憲二君） 13番、清水浩司議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水浩司議員の防災対策についての3点の御質問にお答えします。

清水浩司議員におかれましては、10年前の豪雨災害の際に、鈴屋自治会長として奔走され、その後は小野地域自治会連合会自主防災会長として、小野地域全体の防災訓練を実施されるなど、地域の防災力の向上のために多大な御尽力をいただきました。防災対策を市の重点施策としている私にとりまして、大変心強い限りでございます。ぜひこれからもお力添えを賜りますよう、よろしく願いいたします。

さて、1点目の避難所が満員になった場合の対応についてでございます。議員御案内のとおり、他自治体において、満員で避難所に入れず、隣の避難所へ移動したケースなどがあることは承知いたしております。

本市では、避難所に配置された市職員と災害対策本部の間での避難情報の共有に努めておりますので、避難所が避難者で満員になった場合には、市の所有するマイクロバス等を活用し、速やかに避難者をより安全な避難所に輸送することとしております。

また、市町村連携につきましては、現在、国土交通省山口河川国道事務所が事務局である佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会において、広域避難体制の構築が課題となっており、この協議会の中で、現在検討しているところでございます。

次に、2点目の佐波川洪水ハザードマップの周知、説明についてでございます。市におきましては、防災マップ佐波川洪水編として、平成29年6月に全戸配布をし、防災出前講座等、あらゆる機会におきまして、防災マップの見方や利活用等についての周知、説明を行っているところでございます。今後、さらに自主防災組織、自治会や防災士等連絡協議会などと連携しながら、災害時の避難行動につながるよう、防災マップを活用した取り組みに努めてまいります。

最後に3点目の越水の危険がある場所やバックウオーターが発生しやすい場所を把握できているかとの御質問でございます。

議員御質問のバックウオーター現象とは、昨年の西日本豪雨災害における倉敷市真備町の高梁川と小田川の例が記憶に新しいところでございますが、川の本流と支流との合流点において、豪雨などで、本流の水位が上がることにより、通常は本流に流れ込むべき支流の水が、壁にぶつかるように流れを阻害され、行き場を失ってあふれ出す現象でございます。

一級河川佐波川につきましては、国土交通省と連携し、越水やバックウオーター現象等、危険箇所の把握及び監視体制の強化を図っております。危険箇所につきましては、川幅が狭く、洪水時に水位が上がりやすい箇所、堤防が他の箇所に比べて低い箇所、支川合流部で堤防が低い箇所、いわゆる霞堤などの浸水被害が発生しやすい場所でございます。国によって現在、危機管理型水位計が設置されております小野地区の十七谷川など10カ所と、今後設置予定とされる右田地区の三谷川など4カ所の計14カ所が、まさしく危険箇所となっております。

国土交通省におかれましては、佐波川の堤防改修や河道掘削などの河川整備を計画的に進められ、洪水による浸水被害の防止・軽減に努められているところであり、今後も引き続き連携を図り、市民の安全・安心を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 清水浩司議員。

○13番（清水 浩司君） 詳しい御答弁いただき、大変ありがとうございました。

危険箇所は14カ所あるということ、今お聞きいたしました。霞堤というのが、ハザードマップで、先ほどもお聞きしましたように、存在を住民に知らせる必要があるように思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。お聞きします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 御質問にお答えいたします。

議員の御質問にあるとおり、霞堤とは堤防のある区間に意図的に開口部を設け、洪水時

には、その開口部から水を逆流させることによって、川の外側の遊水地に一時的に水をため、下流に流れる水量、水位を減少させる伝統的な治水方法でございます。

このような場所の浸水対策が現在、全国的な問題となっているところもあるようには確認をいたしておるところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、霞堤の存在は地域の方々には、ほとんど知られていないのが現状ではないかと思われます。この霞堤は、国土交通省山口河川国道事務所のホームページにて少し紹介されておりますが、今後は出前講座やイベント等を通じて、国土交通省と連携を図りながら、地域の皆様へ広報、周知活動を行い、防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水浩司議員。

○13番（清水 浩司君） どうも御答弁ありがとうございました。

伝統的な工法ということですが、余り知られていないということで、今後イベント等では、いろいろと知らせていくということをお聞きしまして、大変心強い限りでございます。ぜひ、進めていただけたらと思っております。

再質問します。先ほど御説明があったように、大人でも余り霞堤のことを知らない人がほとんどだということですが、霞堤のようなものが佐波川にあるということは、まず大人もさることながら、小・中学生にも、防災教育の一環として、霞堤の場所に連れて行って、先人の知恵を生かすようなことを、教育の現場でも活用したらいかがでしょうか。土木都市建設部長にお聞きいたします。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 御質問にお答えをいたします。

先ほども申しましたとおり、霞堤の存在については、実は私も含めて今の仕事をするまで、霞堤というものを、そのものを知らなかったわけございまして、ほとんどの大人が知らない現状ではないかと思っております。

防災教育として、子どもたちへの周知も重要ではございますが、まずは出前講座やイベントを通じて、地域の大人の方々に広く知っていただくように周知活動を行い、その後の展開として、防災教育、子どもたちへの教育等へつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水浩司議員。

○13番（清水 浩司君） ありがとうございます。

霞堤については、確かに御存じない方、私も佐波川の堤防を歩いていて、あれ何でここ

で切れているのかなと、そうすると、中小河川が流れ込むところが一様に切れているということに気がつきまして、先般実行しました小野清流ロードレース、市長にも、あるいは職員の方もたくさん出席していただいて、ありがとうございました。そのコースの一部に霞堤の部分が入っていたわけなんです。気づかれたかと思うんですけど、堤防上がるところが坂になっておりまして、明らかに、単に坂と思うか、これが霞堤と思うか、これでやっぱり感性の違いが出てくるんじゃないかなと思います。

そういうようなことで、霞堤を皆さんに知っていただいたのは、非常に私としても、有意義な一般質問ができたように思います。

最後に、もう一つお聞きいたします。先ほど聞きました、越水とかバックウオーター、小野地域も含めて危険な箇所をある程度把握されているのでしょうか。あるいは、その辺の具体的な場所がわかれば、差し支えない範囲で教えていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（佐甲 裕史君） 危険箇所の具体的な場所についての御質問でございますが、危険箇所につきましては、14カ所ございまして、具体的な場所につきましては、小野地域におきましては、十七谷川合流部ほか7カ所ございます。

右田地区につきましては、三谷川の合流部ほか1カ所、松崎地区の人丸橋上流付近ほか1カ所、玉祖地区の甲久保川合流部、華城地区の大崎橋上流付近でございます。

また、水位計設置済みの10カ所につきましては、状況監視ができるように、本年度簡易カメラを設置する予定と聞いております。このように、国においても、危険箇所については、いろいろ対策を講じられる予定と聞いております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水浩司議員。

○13番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。

具体的な場所についても全部把握されているようでございます。今、聞きました場所は、私も常々危険な場所じゃないかなと思っていただくとこと、ほぼ一致しているわけでございます。今後とも防災に関してしっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、13番、清水浩司議員の質問を終わります。

---

○議長（河杉 憲二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河杉 憲二君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。どうも、皆さんお疲れさまでした。

午後 1 時 3 0 分 延会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 1 2 月 5 日

防府市議会 議長 河 杉 憲 二

防府市議会 議員 山 本 久 江

防府市議会 議員 山 田 耕 治